

自動体外式除細動器（AED）仕様書

1. 件名 自動体外式除細動器（AED）購入
2. 納入場所 甘楽町内（別紙納入先一覧表参照）
3. 納入期限 令和4年9月30日

4. 購入物品及び数量

(1) 物品名：自動体外式細動器（AED）

(2) 数量：19セット

（1セット当たりの内訳）

・AED本体	1台
・バッテリー	1個
・使い捨て除細動パッド（成人小児共通）	2組
・キャリングバッグ	1個
・取扱説明書	1部
・レスキューキット （ハサミ、剃刀、手袋、マウスピース、タオル）	1組
・AED設置表示シール	1枚

5. 機種

この仕様書を満たすものであればメーカー・機種は問わないので、設置場所にふさわしい機種を提案すること。ただし、19セットすべてを同一機種とすること。

6. 規格

- (1) 新品であること。
- (2) 医療器具として薬事法上の承認を得ていること。
- (3) 日本版救急蘇生ガイドライン2015以上に対応していること。
- (4) 非医療従事者の使用が認められている機器であること。
- (5) 音声による操作指示機能がついていること。
- (6) 電気ショックが必要であると判断した後であっても、傷病者の心電図波形に変化があった場合には安全機能として電気ショックを自動的にキャンセルする機能があること。
- (7) 本体がバッテリー残量・電極パッドの期限等のセルフテストを毎日行っていること。
- (8) メーカーのリモート監視システムが付帯されていること。

- (9) メーカー保証期間は5年以上のものとする。ただし、機器の構造上及び材質上に起因する重大な故障については、保証期間後も無償で修理を行うこと。
- (10) 本体の耐用年数は8年以上のものとする。
- (11) バッテリーは装着後待機寿命が4年以上のものとする。

7. 納品

納品日については担当課と事前に調整すること。また、必要な機器の初期設定、調整等を行い、要望があれば心肺蘇生法の流れで機器の説明、使用講習会を実施すること。

8. その他

- (1) 現在配置しているAEDは受注者が引き取り、受注者が処分すること。
- (2) 故障による修理及びAED使用後のメンテナンス等が必要となった場合は、納入先の求めに応じ速やかに対応できること。
- (3) バッテリーや電極パッド等の消耗品の経年経過による交換について、事前に担当課に通知すること。
- (4) 見積書に記載する金額は、19セットの合計金額を消費税込で記載すること。
- (5) 見積内訳書にAEDのメーカー名・型番を記載すること。
- (6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議しその指示に従うこと。

納入先一覧表

No.	施設名	所在地(甘楽郡甘楽町)	数量 (セット)	担当課
1	甘楽町役場本庁舎	大字小幡161番地1	1	企画課
2	旧第三中学校体育館	大字秋畑2438番地1	1	
3	にこにこ甘楽	大字白倉1395番地1	1	福祉課
4	旧新屋幼稚園(学童)	大字天引26番地	1	
5	甘楽ふるさと農園	大字上野834番地	1	産業課
6	那須庵	大字秋畑5387番地2	1	
7	甘楽ふるさと館	大字小幡2014番地1	1	
8	信州屋	大字小幡7番地	1	
9	秋畑交流センター	大字秋畑1508番地3	1	建設課
10	小幡小学校	大字小幡 846番地	1	教育課
11	福島小学校	大字福島939番地1	1	
12	新屋小学校	大字天引38番地1	1	
13	甘楽中学校	大字白倉1411番地	1	
14	楽山園拾九間長屋	大字小幡648番地2	1	
15	文化会館	大字白倉1322番地1	1	
16	ら・ら・かんら	大字福島1258番地2	1	
17	甘楽町体育館	大字白倉1355番地	1	
18	旧第二中学校体育館	大字小幡684番地1	1	
19	甘楽町公民館	大字小幡161番地1	1	